

議案第129号

学習者用端末及び充電保管庫の取得について（大阪市立西九条小学校ほか91校分）

全児童及び全生徒のICTを活用した学習を支援するため、次の機器を購入する。

- | | | | | |
|---|--------|---------------------------------|--------|---------|
| 1 | 物 | 件 | 学習者用端末 | 35,862台 |
| | | | 充電保管庫 | 990台 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
株式会社 大塚商会 | | |
| 3 | 契約金額 | 2,199,631,632円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和3年3月31日 | | |
- 令和2年7月28日提出

大阪市長 松井一郎

説明

学習者用端末及び充電保管庫を購入するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。